

○林委員長 それでは、お待たせいたしました。委員会を再開いたします。

それでは、日程を戻りまして、日程1、請願審査に入ります。請願6-1、都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願です。改めましてですが、委員の方から、紹介議員の岩田委員に対する質疑になります。どうぞ。紹介議員に対する質疑。（「この前、説明した」と呼ぶ者あり）説明だけは最後にしていただいたんで。もう一回言いますか。何か言い足りないことがあれば、どうぞ、岩田委員。

○岩田議員 都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願についての紹介議員ということで、一言お話をさせていただきたいと思います。

本来であれば、意見書は公平公正な、そういう立場の方が、一方的な意見を町会の方たちに言うような、そういうことをするべきではないということがこの請願なのであります。この件に関しましては、町会の町会長名義で、町会の封筒を使用し、反対の方に負けないように意見書を出していただきたいと、片方の一方的なこの意見書のお願いを出した。それが問題なのではないか。それは、町会というのは千代田区の補助金交付団体であると。ここにも書いてありますけども、それで公正な立場が求められるにもかかわらず、そういった一方の意見を書いている。そしてまた町会長の名前でというところが、まるで町会全体がそういう意見であるかのような、そういうことを連想させるということで、ちょっと有効性に疑問があるのではないかと。そういった趣旨の請願で、この意見書を収集する方法についての調査をお願いしたいと、そういうような請願であります。

以上です。

○林委員長 はい。改めまして、紹介議員の岩田委員に対する質疑がございましたら。

○桜井委員 それでは、紹介議員の岩田委員にお伺いをいたします。

私もこの件については、この件が議論になるたびにいろいろと資料をご紹介して、あまりこのご紹介についてはあんまりしたくないんですけども、今、紹介議員のお話では、公正な意見、この町会長さんが、こういう町会の手段を、封筒などを使って、それでやることは、公正な意見にはならないんじゃないかというご意見でございました。

さきにも、前にもご紹介をさせていただきましたけども、私は今この手元に、一番町にある、ある女学院の学長さんが、保護者の皆さんに対して、意見書提出のお願いという文書を配っています。生徒さんは1,300人余りということで、町会から比べれば遥かに多いです。それと、この私立の学校は、国、東京都から——どちらかでしょうね、を通じて、大変な金額の補助金を、私学の助成金を受け取っていらっしゃいます。それを全てこれに使っているというわけではなくて、そんなことを言っているわけじゃなくて、やはり私学といいながらも、こういう私学助成金というものを受け取っている、ある面では公的な機関に近い、そういう学校であるということであると私は思っています。

そのお立場の方が、これらの提案については、学校名は書いてあるんですけども、慎重審議と、番町地域の超高層建築の道を開く、高さ60メートルを緩和することについて、反対の立場を表明しているということをまず言われた上で、意見は最初に、反対であれば反対とお書きくださいということで、反対のことしか書きません。反対を誘導するような文章になっております。このようなことを、こういう、私は公的なとは言いませんけども、

そういう補助金をもらっているそういう学校がこういうようなことをしていることに対して、公正な意見、片方だけの町会の活動だけを言って、ほかにもこういう形の中でご意見を、活動されていらっしゃるということについては、公正な意見と言えるんでしょうか。まずはそこをお答えください。

○林委員長 岩田委員。ちょっと岩田委員が答えた後、整理に入らせてもらいます。

○岩田議員 まず、生徒の数が非常に多いという話ですけども、数の問題ではないというのは、それは区がさんざん言ってきたことであります、まず。そして、私学助成金を受け取っていると。だから、ある意味公的な機関じゃないかと。これは全然当てはまらないですね。まず立場が違います。そういう高い建物が、これは高い建物が建つであろうということなんですけども、高い建物が建つことにおいて、それによって被害を被る人たちのお話です。一方、そうでない町会長並びにこういった方たちは、利益を得る、そういう方たちもいるわけです。学生たちは当然そういうことは全くない。被害を受けるだけです。なので、まず立場が違います。

そして、その内容の話ですけども、学校から、反対であれば反対とお書きくださいと。これはあくまで例示列挙であります。反対であれば反対とお書きください。であれば、その後に来るであろう文章は、反対であれば反対とお書きください。賛成であれば賛成とお書きくださいというのが、ただ省略されているだけ。一方、町会長の文書は、反対の方に負けないように、と言ったらこれは賛成の立場しかあり得ないわけです。

といったところから、全然これは当てはまらない。そのように考えております。

○林委員長 ちょっと整理をかけさせていただいていいですか。皆さんの確認を取りますけど。桜井委員の言われたのは、別の委員会でも同じご指摘をされていましたが、岩田委員とちょっとかみ合わないのが、一つが、学校法人の場合には大規模な土地所有者であるので、ここは、請願の方と、要は町会とは別に議論を重ねないといけないのではないのかなと。土地所有者が、大規模所有者が、自分の土地の周りにどんな建物を建てたらいいのかと意見表明するのは、至極もつともなことをではないのかなと。立場とか云々よりも、自分ちの所有している家のそばに何が建つというのは、これは意見表明で、態度表明もしかるべき話なのかなというところで、議論がかみ合わないんじゃないのかなと。分かりますか。

二番町町会が仮に大規模土地所有をしていけば、これは同じ土俵になるんですけども、一方は土地を所有していないわけですよ。もう一つは学校法人で土地を所有しているんですよ。それも学校だから、大規模な土地を。であるならば、大規模土地の所有者は意見を表明するのはこれはしかるべきこと。しないほうがむしろおかしいのではないんでしょうかねというのを皆さんとちょっと確認してもらわないと、行き違いの議論になってしまうと、片や土地がなくてやっている方と、財産を持っている方の話を同義に扱うと、請願の審査にならないのかなというのがございますけれども、何かご意見があれば。

岩田委員。

○岩田議員 まさにそのとおりで、自分の家の近くというか、そういうところのすぐ近くに大きなものが建つのであれば、それは迷惑施設と考えるのはごく当然のことです。なので、それを、教育環境がよくなるということは考えられない、悪くなるのではないかと。ということで、この学校がそういう意見を出したというふうに私は考えております。

○林委員長 ごめんなさいね、言葉足らずで。いい建物が建つ場合に賛同するのも大規模土地所有者だったら当然のことだと思いますし、嫌だというのも大規模土地所有者だったら当然のことだと思います。そこの内部で、土地所有者が関係人に対して、こんな意見を出してくださいねというのは、これは別におかしいことじゃない。悪いという断定をされちゃうと困るんですよ。意見表明するのは大きな土地の所有者で、構成員に対してこんなを出してくださいねというのは、至極もったもであるんで、いい悪いではなくて、かみ合わないんじゃないのかなというのを整理させていただきたいんですけども。

○岩田議員 すみません。さっきちょっとさらっと言ったところで、その内容のところで、反対であれば反対とお書きくださいというふうに言っています。その後は言っていないけども、反対であれば反対とお書きくださいであったら、省略してあるけども、賛成の方は賛成とお書きくださいと続くのがごく自然なことであると思っていますので、これはどちらの一方の意見に偏った文書ではないと、そのように考えています。

○林委員長 うん。駄目ですかね。

じゃあ、桜井委員。

○桜井委員 私はこの例示を取り上げたのは、この指摘をされた町会のこういう行動がいいとか悪いとか、または学校側で今回私が例示をご紹介したのがいいとか悪いとかと言っているんじゃないんです。同じようなことをやっていて、やっていて、何で町会だけがそういうことになるんですかということを行っているんです。これは、さきの――別の委員会ですけども、ところでも、岩田委員からだと思ったんだけど、この件についてのご質問がありました。そのときに、千代田区の地域振興部長が、千代田区の執行機関が答弁したのは、町会の活動の範囲内じゃないですかというような、たしかご答弁、そういった意味合いのご答弁があったように私は記憶しているんです。

で、この、それによって意見書についてのお願いがなされていることが仮にあったとしても、たしかこれはもう随分前ですけど、まちづくりの部隊では、それは受け取った方のご本人の判断なんであって、これはそういうふうに来たからといって、それに影響されるものではありませんと。たしかそのようなご答弁をしておられたというふうに私は理解をいたしております。この3点についてはどのように理解をされていらっしゃるのかお伺いしたい。

○岩田議員 このものすばりではないですけども、公職選挙法があるじゃないですか。公職選挙法の中に、例えば消防団の役職を持った人がその名義を使って投票依頼をすることは禁止されているんですよ。なぜかという、それは正当な判断ができないから。それと全く同じようなことなんですよ、これは。町会長が、封筒を使って、町会長名義で、反対の方に負けないように。まさに同じようなことがされているわけですよ。それは何で先ほどの公職選挙法の話を出したかという、それは公正な判断ができなくなる、そういう可能性があるから、まさにこれと同じことだと思います。

○桜井委員 いや、私が言っていることのご答弁をまだ頂いていない。私が3点ご指摘をしたうちの1点については、さっき私が言ったとおり、一番最初に、冒頭に言いましたけども、2番目と3番目については、今お答えになっていらっしゃる。

○岩田議員 ごめんなさい。2番目と3番目、ちょっともうちょっと端的にお願いできたら。

○桜井委員 端的に言ったつもりなんだけど。

○岩田議員 どうもすみません。

○林委員長 では、もう一度、桜井委員。

○桜井委員 岩田委員ね、先ほど言ったのは、別の委員会のときに、たしか岩田委員だったと思うんです、記憶しているのが。そのときに岩田委員がおっしゃった、町会の封筒を使って、そういう、このような活動をしたというようなことはどうなんだということを執行機関に問うたところ、町会の活動の範囲内じゃないですかというような、そういったご意見も区のほうからはあったように私は記憶しているんです。

それと、3番目には、まちづくり部隊の答弁の中からも、仮にこのようなことが行われたにしても、受け取った方は、その方その方のご判断を頂いているということで理解していますと。町会の封筒が来たからといって、それに左右されるものでありませんといった、そういうご答弁を頂いているということを僕は今言ったの。その2点ね。

○岩田議員 はい。町会の封筒を使う。じゃあ、この町会の封筒は町会長が自費で作ったものなんですかね。そうじゃないですよ。であるのであれば、これは活動の範囲内を大きく超えていると。

そして、まちづくりの何だ、答弁で、そういう、町会長からそういうお知らせが来たとしても、そのような方の判断と、そういうような判断ができないから、先ほど言った公職選挙法の例をお出ししたんですよ。つまり、そういう町会長だったら、普通に区民の方であれば、町会長はきっと偉いんだな。何かいろいろまちのことを知っている人なんだな。じゃあ、その人の言っていることが正しいんじゃないのかな、みたいな正しい判断ができなくなるんじゃないかな。それと同じように、消防団の例えば団長であるとかそういうような役職つきの方が、その役職の名前を使って投票依頼をするのはいけないよというふうに言われているわけですよ。それと同じようなことがまさに起きるんじゃないかな。そういう心配があるということを行っています。

○林委員長（「関連」と呼ぶ者あり）誰がいい。じゃあ、はやお委員。

○はやお委員 ちょっと整理していただきたいと思うのが、私はどちらにもということなんですが、まず町会とはどういう団体なのかということだと思うんですね。これは任意団体であるということなんです。法的については担保されていないということなのかどうか、ここは所管を超えるんですけども、この辺の見解は確認が取れるのかどうかというところについて、まず確認をしたい。じゃなくて、担保が、確認が取れるのかどうか。ここは所管じゃないからという。

僕は、あのときの地域振興部長は、任意団体であるからそういうこともあり得るんじゃないんですかという言い方なんですよ。だけど、これが、本来ですよ、もっと言うのであれば、補助金を出しているという、岩田委員がおっしゃるように、実を言うと町会の定義をしなくちゃいけない、制度的に。そうやってきて、できたときには、かなり問題としてはあると思うんですね。

何かといったら、これは違法じゃないんです。道義的な問題なんですよ。そこがはっきりしていないから、町会の位置づけが、法律的に。でも我々は、売名行為と言われて、あれとは違いますよ。消防団は、これは間違いなく法律で定められている位置づけですから、このところ、名前を使って活動してはいけないというのは、これは明確に法に触れます。

だから公選法違反になるんです。でも、我々は、何かといたら、例えば、はやお君、町会長をやってくれよと言われてたら、私は断りますよ、区議会議員だから。道義的に駄目なんですよ。つまり、何かといたら、ここのところはまだ任意団体で法律的にも保障されていないけれども、けれどもやっていいかというところのぎりぎりのところなんですよ。ではないのかと思うんですけど、その見解をはっきりさせてくださいよ。

何かといたら、これはこうですよ。でも、もう本来、もっと言うならば、補助金をこの町会に出しているということは、もう少し整理を、定義を明確にしないと、本来、補助金を出すことということは、違法行為につながる可能性がある。だから、岩田委員の話も出てくるし、場合によっては、でも僕は、ある——名前を言っちゃっていいのね、女子学院は、女子学院さんは、これは委員長が整理していただいたように、これはきちっと隣接する権利を主張するんですから、当然のごとく学校環境をどうかといったときに、言っていい。言わなくてはいけない立場ということだと思います。ただ、そのところが、法的な位置づけとして違法なのか。それとも道義的な問題なのか。こういうところの整理をちょっとしっかりしていただきたいと思う。

○林委員長 関連の前に、まずあれだよ、所管事務の調査超えになるから。

○はやお委員 そうなんだよ。

○林委員長 ちょっと預かり切れないんですけど、どこかで、財政課長と地域振興部なのかな。ここで、定義と補助金の金額等々については、どちらにしろこの請願というのは本会議議決事項ですので、次回以降ちょっと調整させていただきますが、ただ、個別に一つの町会だけ、ここの町会の補助金が幾らだとかというのはなかなか苦しいんで、全体としてみたいな形でもいいですかね、この来ていただくときに。あんまりこの二番町さんだけこんな感じだとか、収支報告はどうだというと、ちょっとそこは僕らも越権行為過ぎるんで、大枠で、区として補助金が町会に幾らぐらい出ているんだと。で、区が求める町会というのは、こんな形でお互い共存共栄でやっていきたい団体なんだよ、地域団体なんだよというところの確認ぐらいだったら、今のところ預かれます、あんまり細かくなるのは、ちょっと。

○岩佐委員 金額まで要らないんじゃない……

○林委員長 大枠でいいですか。補助金の位置づけと町会の位置づけみたいな形を、次回以降でちょっと所管を超えたところで。請願なんで、あんまり、困っちゃうんだよね。

○岩佐委員 補助金……上限があるから。補助金要綱がちゃんとあるから。

○林委員長 要綱しかないんだよね。

○岩佐委員 そう。それだけ……

○林委員長 じゃあ、ちょっと正副で預からせていただきます。次回以降、皆さんにも相談します。あんまり、でもこれ、突っ込み過ぎちゃうと、町会の話になっちゃうので。

○はやお委員 休憩を取って、本当にこれは違法行為になっちゃうんだよ、行政がやっていることは。やばい話だって、これを本当に詰めたら。

○林委員長 関連でまだ。いいですか、取りあえず正副で預かるところで。

副委員長、お願いします。

○春山副委員長 ちょっと関連で。これから預からせていただいて、その辺の位置づけは整理していく必要があると思うんですけども、この沿道協議会に、二番町町会長と二

番町町会の副会長が出られてきているというところで、二番町町会としては、いろいろな方のご意見があるにしても、総意としてこの計画に賛成していきたいという意向が町会としてのある中で、町会長として代表として出されたのかなというふうに私自身は認識しています。ただ、この町会としての代表ということが総意でないという方々の意見も、それが出てきているというのが、この起きていること背景にあるのではないかとというふうに認識しています。そういう意味では、町会として総意という意味で、町会長という名前でこの意見書を、沿道協議会に賛成していくという立場で出されてきたのかなというふうに私自身は認識しているので、その辺は岩田さんのほうはどうお考えなんでしょうか。

○岩田議員 町会として全体としては賛成とか、町会としての代表が町会長というのであれば、こんなに二番町から反対意見は出ていない。そのように私は思っております。それが全てです。

○春山副委員長 簡単に。これは予算の総括のところでも質疑させていただいて、この委員会でどなたに答弁いただけるということでは多分ないとは思いますが、これ、今後の町会の位置づけであるとか補助金の位置づけという中で多分整理が必要なんだと思うんですが、沿道協議会は環境まちづくり部が主体でいながら、町会が代表として参加していると。そこに地域振興部はオブザーバーで、積極的な意見を発言するわけではなく、ただ、町会の支援をしているのは地域振興部であるという、ここの構造に何か課題があるのではないかとというふうに思っています。

もう一つ、都市マスタープランが策定されて、都市マスとの整合性というのがいろんな議論が行われてきていると思うんですが、この都市マスに描かれているまちの将来像、これからのまちづくりというのは、いろんなことが書かれているんですが、この都市マスの実現をしていくには、環境まちづくり部主体でこの都市マスタープランがつくられていると思うんですが、本来であれば、カード的なところじゃなくて、実際にこの運用していくというのは、カード以外のところがすごく重要な要素になっている中、どういうふうに地域目標を実現していくのかということが、地域の人たちと一緒に議論されてきていないというところに大きな課題があるように感じます。

ごめんなさい。これ、どなたも答弁……

○林委員長 一応、今、町会に対してで、確認を取らせていただいています。

○春山副委員長 はい。岩田委員は、この辺、地区の将来像の実現というのを都市マスタープランで描かれている中、高さ以外のことをどうやって実現していくかというのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○林委員長 岩田委員。請願の内容に絞ってくださいね。

○岩田議員 請願の内容とちょっとかなり違っているんですが、都市マスタープランのこととかはここには全く書いておりません。

○春山副委員長 ……意見が反映されていない。

○岩田議員 あ、意見の反映ということですね。それでは、先ほどの町会としての代表の町会長の話をいたしますと、別の会議体で、ある方が質問いたしました。区に対して質問しました。町会長は町会の代表なのかと。そしたら、いいえ、町会をよく知っている方ですと、そのようなお答えがありました。なぜかという、それは町会員に対して何かいろいろ説明をしたり、そしてその意見をフィードバックしたりしていないじゃないかという

ことに対して、その質問をした方が、町会長は全然代表じゃないじゃないか。どういう位置づけなんだと言ったら、町会をよく知っている方です。つまり、町会長は町会としての代表ではないということ区から答弁で頂いております。

○林委員長 ちょっと岩田委員、答弁というと、具体的に根拠も示さなくちゃいけないので、具体的にこれから行くと、一つが、二番町にお住まいの方の代表なのかということ、ここは多分お話しになったとおりで、後ほど答弁を出していただかなくちゃ困るんですけど、そのときに、それと、町会構成員、町会費を払っている方の代表でないと、多分補助金が交付されない。受領するときに補助金交付代表者が受領しない限り入ってこないんで、ここはちょっと切り分けて、二番町にお住まいの方、住民票がある方と、二番町町会という構成、町会の任意団体の、ここは後ほどちょっと確認をしていただいた上でお話をさせていただければと思います。

今こんな答弁がありましたとやっても、これ、一応サイドブックで調べて、すぐ出てくりにいいですけど、何月何日と分かればいいですけど、なかなか大変だと思いますので、後ほどそこは出していただければ。あんまり軽々に代表じゃないと言うと、多分、補助金要綱の、結構きわどい話になってくるんで。

○岩田議員 はい。

○林委員長 いや、まだお答えしたいんだったら訂正等々も、特にこの整理でもって代えていただければ。ちょっと慎重にいかないと、公金なんで、補助金も。

○岩田議員 恐らく区はそのときに、区民の方たちの意見をちゃんとフィードバックしていないじゃないか。だからそういった意味で、代表にはなり得ていないよね。つまり、手続上は町会長は代表かもしれないけれども、意見を代表して言っているわけじゃないよね。という意味の代表ではなく、区をよく知っている方ですというお話だったと思います。

○林委員長 うん。ですので、次回また審査する際に、いつの議事録かというのを出していただかないと、記憶の限りというよりも、請願ですので、しっかり議決、採択不採択が入ってきますので、そこはしっかり資料として出していただければと思います。

その上で、小枝委員。どうぞ。

○小枝委員 いえいえ、極めてシンプルなんですけども、今のことでちょっと言わせていただくと、地域をよく知る方ということで、大分何回かそういう表現で、協議会の中でも、委員会の中でも言われていると思います。それはちょっと私の記憶で、意見です。

私のほうからの質問なり確認なんですけれども、この町会の在り方というのは、確かにこの委員会ではみ出す分野だというふうに思っていますけれども、公共的な役割、つまり、千代田区の場合は特にだと思えるんですけども、町会自治というものを大事にしてきたので、例えば敬老金を配付するであるとか、そういう行政を代理して行う事務が結構千代田区の場合はあるんですね。それはそれで本当にご苦労さまなことではあるんですけども、そういう点で言うと、やはり頂く側の高齢者の方々は、お世話になっている、日頃からお世話になっている方というふうになるので、先ほど、議員が町会長に昔なっていた時代がありましたけれども、それはやはりまずいだろうということで、ならなくなったというのは、そういう経過がある。つまり公共的な役割がある。つまり中立公正であるという信頼感が非常に重要であるということは、請願議員はご認識でしょうかというところが1点。

それから、例えば防犯カメラの管理であるとか、もう本当に中立公正であるがゆえに、その存在の安定感というか信頼感が得られる。これを二分するような意見のところ、この区の進めたい施策を、区の補助金団体がこれを応援するというやり方が、これにもう限らず認められてしまったら、109町会が一致団結してそのようなことをやった時代が、昔、公適配とありましたけれども、そのときにもう戒めて、そういうことはやってはならないということが確認されているはずなんです。

あと3点目なんですけど、その認識、3点目なんですけれども、町会補助金というのは、100人いたら頭数100人分の、あれは個人から。世帯ですね。（「世帯」と呼ぶ者あり）世帯分の補助金が出ているので、その100人の意見が分かれているものを、会長の立場をもってそれを断定してはいけないという、その町会の、本当に在り方ということになるんですけれども、そこが二分するようなことをやってしまうことの問題。そういう意味でこの請願紹介議員として考えているかどうかということをご答弁願います。

○岩田議員 今、小枝委員からお話がありました。まさに町会は区の補助金交付団体であります。そして、であるがゆえに、公正な立場が求められると私も思っております。そして、今、補助金が交付されているということで、例えば100人がいれば100人の意見が全く一致するということはそうそうないわけでありまして、にもかかわらず、それを一方の意見だけを取り上げるというのは、いささかおかしな話ではないかなと、そのように私は認識しております。

○小枝委員 ありがとうございます。今回の二番町エリアに関して、帰属が在住なのか、在勤なのか、そうしたどういう立場の人なのかということをはっきりとされないままの数字ではありますけれども、6対4というようなことでたしか言われていましたよね。つまり二分している状況なわけですね。

この町会というのは親睦団体ということでやってきましたから、親睦団体であるためには、親睦を崩すようなことをしてはやっぱりならないわけで、ここ、新宿のほうの区では、これももうこの議論の範囲を超えたいと思いますけれども、そうした町会活性化条例ということ、町会の在り方、つまり親睦会としての自治の団体としての人のつながりをもっとよくしていくというようなことを大分議論しているということで、こういうことも逆行する結果になるので、やっぱり政策、行政の、昔の戦争じゃありませんけれども、だから解散させられたわけで、そういうふうな、お上じゃないですけども、補助金を出してくれているところの言っていることに、それをやってもらいたいということ、自らが町会費を使ってやる。しかもそこにはやはり事業者の方が色濃く顧問や何かでお入りになっているということで、そういう意味では、私も非常にこれは好ましくはないというふうなことを指摘したい内容なのかなというふうに思う。ここだけ、このことだけではないことは確かだと思いますけども、そういうふうな意味と受け止めますが、いかがでしょうか。

○林委員長 ちょっと休憩させてもらっていいですかね。

午後4時14分休憩

午後4時38分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほどの小枝委員の紹介議員の岩田委員に対する質疑の点も、ちょっと地域振興部に関わることでございますので、少し一旦、正副委員長で預からせていただきたいと思います。

その上で、請願の進め方なんですけれども、紹介議員の岩田委員のほうに、請願者の方に、意見というか事実確認等々、具体的には二番町の町会員の中で、町会からの封筒並びに文書を直接手に入れた方で、どの程度の方が、表現方法は難しいですけど、ご意見があったのかという、賛否両論を含めてちょっと確認していただいて、また委員会のほうの請願審査の折に紹介議員のほうから発言していただくという形でよろしいですかね。ということで、継続扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、請願は継続の取扱い。これ、最初言わなくちゃいけないんだな。請願6-1、都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願については、継続すべきという形でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、一旦休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時53分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほど言い忘れた。1の請願審査を以上で終了いたします。